

公 示 日：2025 年 10 月 29 日（水）

調達管理番号：25a00633

国 名：南アフリカ共和国

担 当 部 署：人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム

調 達 件 名：南アフリカ共和国障害児および家族のためのレスパイトケアサービス
ス拡大プロジェクト（チーフアドバイザー・障害福祉制度）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務：チーフアドバイザー/障害福祉制度
- （２） 格 付：2 号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 全体期間：2025 年 12 月中旬から 2028 年 2 月下旬
- （５） 業務量の目途：24 人月

2. 業務の背景

南アフリカ政府の国勢調査（2022 年）では、南アフリカには全人口の 6.0%である約 372 万人の障害者がいるとされている。南アフリカ政府は、障害児の権利保障に係る対応として、1995 年に国連子どもの権利条約を、2007 年に、国連障害者権利条約を批准している。南アフリカ国内では障害児及び障害者の権利を保障するため、児童法（2005 年）の中で、すべての子どもが適切な保護及び社会サービスを受け、虐待、保護責任放棄等の被害を受けないことや、障害児の家族への支援を行うことで、障害児にとって最大限の利益が尊重されることを保障している。さらに障害者の権利白書（2016 年）では、「持続的で統合された地域生活への支援」への取り組みを重点分野の一つとして掲げ、障害児の権利の保護及び障害児の家族支援の取り組みを優先課題としている。

南アフリカ政府はこれらの法的枠組みの効果的な実施に取り組むため、中央政府と

地方政府の社会開発省（Department of Social Development、以下、DSD。中央の社会開発省を指すときは「中央 DSD」、州の社会開発省を指すときは、「州 DSD」と表記）が協力しながら、障害者のためのデイケアセンターへの NPO 助成金支給を通じた支援や、これら活動のモニタリング等を実施し、障害児や障害者に対する障害福祉サービス提供及び質の向上を図っている。

しかし、南アフリカは国土の広大さから、農村地域においては、物理的な距離の問題もあり社会サービスにアクセスしづらい。更に国民の障害に関する知識や理解等が不足していることから、障害児の存在を隠すケースも多く存在する。また、大多数の障害児は学校に行かず家の中で過ごし、障害児の介助を終日家族介助者が担っている（基礎教育省により作成された「インクルーシブ教育白書 6 実施に関する報告書」（2015 年）においては、5～18 歳の障害児の 72%が学校教育を受けていない旨報告）。障害児の介助を家族介助者のみで行うことは、家族介助者の経済活動や、余暇活動へのアクセス制限となる。この状況が継続すると、障害児及び家族介助者は地域社会から孤立し、経済的・社会的に困難に陥るリスクや、障害児に対する虐待、保護責任放棄、地域社会からの排除といったリスクが高まる。

中央 DSD は、障害児及び家族が経済的・社会的に取り残されない尊厳のある地域生活を送るための社会サービスを整備することを目的として JICA に対し、レスパイトケアサービス（主たる介護者の一時的休息を意味）を実施するための協力を要請した。これに対し JICA は、2021～2023 年に個別専門家「障害児及び家族支援アドバイザー」を中央 DSD に派遣し、南アフリカに適用可能な制度の検討を進めてきた。専門家派遣中には、中央 DSD によって「障害児及び家族のためのレスパイトケアサービス実施ガイドライン（以下、ガイドライン）」が作成されたが、レスパイトケアサービスの提供に必要な予算確保やサービス提供等の詳細は記載されていない。このような状況のなか、同専門家は中央 DSD と協働し、技術協力「障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト」（2016～2020 年）で開発した DEM アプローチ（Empowerment of persons with disabilities and disability mainstreaming approach）を活用し、地域に根差した持続可能なレスパイトケアサービスを検討・実施するための作業部会を 2 つの州に立ち上げ、具体的に必要なサービスは、居宅ケア及び通所ケアであることを特定した。中央 DSD は、レスパイトケアサービス実施に向けた次のステップとして、サービス提供に係る具体的な方法や仕組みづくりを整備するため、JICA に技術協力プロジェクトを要請した。

本事業は同要請を踏まえ、プロジェクトサイト*において障害児及びその家族のため

のレスパイトケアサービス提供モデルの開発を図り、もって、南アフリカ全州におけるレスパイトケアサービス提供の能力向上に寄与するものである。

*本案件のプロジェクトサイトは、以下のとおり。

- ムプマランガ州エランゼニ郡ムボンベラ市クンブラ町及びカーダンジー町
- 北ケープ州ゼットエフ・マグカウ郡ダウィット・クルーパー市アピントン町

3. 期待される成果

- レスパイトケアサービス提供に係る DSD を含む行政官及び NGO、障害児の親等の関係者（以下、レスパイトケアサービス提供に係る関係者）との連携が促進され、プロジェクトが円滑に実施される。
- レスパイトケアサービス提供に係る関係者にレスパイトケアサービスを実施するための能力が備わる。
- 南アフリカ及び日本国内外の障害に関わる福祉制度が分析され、南アフリカのリソースを活用した実現可能で持続性のあるレスパイトケアサービス提供モデルの開発に必要な助言・支援がなされる。

4. 業務の内容

- JICA プロジェクトチームの総括として、プロジェクトの進捗状況を把握し、事業の計画的かつ円滑な進捗のための関係者間の調整を主導する。
- PDM 及び PO に沿い、カウンターパートと協働して活動を実施し、必要な技術的支援と調整を行う。
- カウンターパートとの協議を通じて、プロジェクト活動の計画、実施、定期モニタリング、評価、報告のとりまとめを遅延なく行う。
- 合同調整委員会の開催の調整と参加を通じ、プロジェクトの運営管理、活動の進捗状況、計画について報告・協議を行う。必要に応じて PDM や PO の見直しに係る合意形成を行い、事業方針の策定を支援する。
- JICA 事務所及び JICA 本部に対し、定期的に進捗状況の報告を行う。
- プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、JICA プロジェクトチーム、カウンターパート、日本側関係機関等と連携し、その解決にあたる。
- 関係者とネットワークを構築し、障害や社会保障分野にとどまらずプロジェクトに必要な関連分野の情報を収集、分析し、活動に反映する。
- 成果1 レスパイトケアサービス提供モデルの開発に必要な関係機関との連

携方法や役割分担の明確化を支援する。

- 成果 2 レスパイトケアサービス提供のための人材の能力向上にかかる、研修カリキュラム概要案（研修対象：DSD 行政官、障害児の親、障害児、介助者、スーパーバイザー等）をカウンターパートと協議のうえ開発し、研修を実施する。
- 成果 2 介助者研修の認定研修と単位移行制度の対処方針をカウンターパートと協議のうえ策定し、今後の方針について合意する¹。
- 成果 2 上述の合意内容に沿って、カウンターパートと協働して活動を実施する
- 成果 3 費用算出及び資金調達メカニズムに係る調査結果のフォローアップはじめ、調査結果をもとに作成する財政戦略ペーパー案、ビジネスプラン案、予算案（概算要求）等を DSD と協働して作成する²。
- 成果 4 開発された提供モデルを関係者に共有するための計画及び実施方法をカウンターパートと協議のうえ、実施する³。
- 成果 4 レスパイトケアサービスのガイドラインやリファラルプロトコル、関連ツールの更新を行い、最終化する。
- 南アフリカ国障害と開発関連協力事業に係る案件レビュー調査⁴報告書案について、DSD 側の意見とりまとめや調査フォローアップ（報告会の出席、調査結果を活用した DSD レスパイトケア予算要求に係る活動等）を行う。
- 国別研修の開催とフォローアップを実施する。
- レスパイトケアサービス提供モデルの持続的な実施体制を整備するために、予算の確保や法整備など南アフリカ政府内で必要な取組みをカウンターパートと協議し、必要な支援や助言を行う。
- DSD による障害者政策の策定、障害情報マネジメントシステム、障害支援区分等の開発について専門家の立場から助言を行う。
- 他専門家等と協力の上、南アフリカ及び本邦に対して、プロジェクト成果の発信を含む広報活動に取り組む。

¹ 南アフリカ及び日本の既存介助者研修を参考に、居宅介護及び施設での一時預かりにおける障害児の介助研修カリキュラム案をプロポーザルにて提案する。

² 調査実施に係る予算はDSDによる支出。専門家出張に係る費用はプロジェクトより支出。

³ プロジェクトサイトである2州内及び、州外に向けて、プロジェクトで開発したレスパイトケアサービス提供モデルを共有するため、定期的に行われる全州DSD障害調整官の会議の活用が考えられる。レスパイトケアについては、南アフリカでまだ広く認知されていないため、レスパイトケアの啓発も含めた共有計画案を提案すること。加えて、NGOや障害当事者団体等を巻き込むこと。

⁴ 2026年2月頃に現地調査を実施予定。

- 各種報告書（Monitoring Sheet 等）を作成する。
- 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- プロジェクトサイトのある州以外の州において、レスパイトケアサービスを提供する NGO やその他活用可能な現地リソースとの連携を調整し、相乗効果の創出に努める。
- 南アフリカにおいて他ドナーが実施する本分野と関連するプログラムとの連携可能性を探り、相乗効果の創出に努める。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目
1	レスパイトケアサービス提供のための人材能力向上に係る研修カリキュラムの概要案（成果 2）
2	開発された提供モデルを関係者に共有するための計画及び実施方法（成果 4）

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	社会福祉に係る各種業務 その中でも特に障害と開発に係る経験を有することを高く評価する
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ⁵	渡航開始より 3 カ月以内	人間開発部（CC:南アフリカ事務所）	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ

⁵ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクト実施の基本方針、②プロジェクト実施の活動計画及び具体的方法、③PDM（活動や指標の見直し）④その他必要事項

		C/P 機関	—	英語	電子データ
3 か月報告書	渡航開始より 3 カ月ごと ⁶	国際協力調達部 (CC: 人間開発部)	—	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より 6 カ月ごと	国際協力調達部 (CC: 人間開発部、南アフリカ事務所)	—	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部 (CC: 国際協力調達部、南アフリカ事務所)	—	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2 月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア 障害児および家族のエンパワメント／業務調整

(2024 年 5 月 5 日～2026 年 5 月 6 日で派遣中)

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部社会保障チームから配付しますので、hmghs@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ プロジェクトモニタリングシート
- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ 全世界（中南米、アフリカ）障害と開発分野国別研修運営実施業務 2025 年度南アフリカ研修事業進捗報告書

② 本業務に関する以下の資料が JICA ウェブサイトで公開されています。

⁶ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

- 国別障害関連情報 南アフリカ共和国
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044899.pdf>
- 障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/202207855/index.html>
- 障害児および家族支援アドバイザー
<https://www.jica.go.jp/overseas/southafrica/activities/program/06.html>
- 障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500269/index.html>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限日	2025年11月12日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2025年11月21日まで
3	プレゼンテーション実施日	2025年11月27日14時～15時
4	評価結果の通知日	2025年12月2日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

南アフリカ共和国「障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00131）の受注者（合同会社適材適所）及び 同業務の業務従事者

(2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト

PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーション評価の実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーション評価を上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション評価実施案内にて、詳細ご連絡します。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-----------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
|-----------|------|

② 語学力	10 点
③ その他学位、資格等	10 点
④ 業務従事者によるプレゼンテーション	20 点
	(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,396,000	1,567,000
	個人	1,063,000	1,234,000

② 教育費：

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000		
	インターナショナルスクール／ 現地校		66,700	107,200

③ 住居費：1,400 ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,105,560 円／人

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>
 を参照願います。

（３） 便宜供与内容

- ア) 空 港 送 迎：現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通 訳 備 上：なし
- オ) 執務スペースの提供：社会開発省内における執務スペース提供（ネット環境完備）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（４） 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南アフリカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（５） 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA 南アフリカ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(6) その他留意事項

派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

以上